

平成31年度 社会福祉法人あしーど事業計画

1) 障害者総合支援法に基づく生活介護事業

事業所名 デイセンターはみんぐ

■目的 重度障害のある方の日中活動を支援することを目的とする。

■実施内容

- 1 開 所 月曜から金曜（祝日、夏季休業、年末年始を除く）
- 2 開所時間 午前8時15分～午後5時00分
- 3 受入時間 午前9時30分～午後4時00分
- 4 職 員 所長 1名（サービス管理責任者、支援員兼務）
副所長 1名（支援員を兼務）
支援員 15名（男性4名・女性11名 内、支援員兼看護師2名含む）
運転士 4人
栄養士 1名
調理員 2名
- 5 活 動 ①日中活動の支援
料理、創作、運動、音楽、個別の各プログラムを柱に、月1回のレクリエーションや季節の行事を取り入れて活動する。
個別支援計画による目標を意識した支援の提供。行動障害のある方の支援のスキルの向上。地域交流の場の構築の検討。
②社会参加の支援
目的を持ってのグループでの外出に取り組む。
③家族の支援
入浴、食事提供、送迎、利用者・家族の同意に基づく医療ケア等。
④実習生の受け入れ
皆生養護学校、米子養護学校、その他の学校の実習計画により、年間2回・1日から2週間の実習を受入れる。
⑤ボランティアの受け入れ
高校生、社会人の希望者を県社協を通じて受け入れる。
⑥地域貢献としての啓発活動
小学校高学年を対象に車いす体験等を行う。
- 6 利用者数 登録者30名（西部圏域28名、安来市1名）
1日あたり約20名の利用定員、年間延べ4,221人利用（30年度実績）
- 7 開所日数 年間239日
- 8 利用料 障害者総合支援法に基づく自己負担額
現在契約の方はすべて負担なし。

■ 今年度は、入退院を繰り返して療養されていた利用者の方が1名亡くなつた。31年度は、皆生養護学校を卒業する方が新規に4月から利用されることとなつた。併せて、31年度初めて境総合の生徒の実習も受け入れることになつてゐる。

新年度は、所長を交代し、新規の副所長を迎えて新しい体制でがんばります。事故に気を付け、安心で安全、かつ積極的な日中活動を行つていきたい。職員の連携を深め、モチベーションを高くして利用者と関わつていきたいと考える。併せて、求人にも力を入れます。

2) 障害者総合支援法に基づく居宅介護事業

事業所名 ヘルプサービスぽけっと

(1) 居宅介護事業

■目的 重度の障害のある方が、地域で暮らし続けることが出来るよう支援することを目的とする。

■実施内容

- 1 運営時間 事務所 月曜から金曜（祝日、夏季休業、年末年始を除く）
午前8時15分～午後5時
事業 24時間 365日対応
- 2 職 員 所長 1名（ヘルパー兼務）
副所長 1名（ヘルパー兼務）
専任ヘルパー 1名（男性1名）
兼務ヘルパー 16名（女性10名 男性6名）
内、サービス提供責任者 2名
- 3 提供サービス 居宅介護（身体・家事・通院）、行動援護
- 4 利用者 居宅・通院 18人 行動4人
- 5 利用料 障害者総合支援法に基づく自己負担金

(2) 移動支援事業

■目的 重度の障害のある方の外出を支援する事を目的とする。

■実施内容

- 1 運営時間 事務所 (1) に同じ
事業 (1) に同じ
- 2 職 員 (1) に同じ
- 3 提供サービス 移動支援
- 4 利用者 18人
- 5 利用料 市町村が定める自己負担金

(3) 米子市教育委員会の委託による通学支援

■目的 通学バスや公共交通機関等による通学が困難な児童生徒が自動車を使用して行う通学を支援する事を目的とする。

■実施内容

- 自宅↔県立皆生養護学校
- 対象者 1名（県立皆生養護学校高等部2年）
- 職 員 (1) に同じ

事業所名 アシスタントサービスぽけっと

(1) 重度訪問介護事業

■目的 重度の障害のある方が、地域で暮らし続けることが出来るよう支援することを目的とする。

■実施内容

- 1 運営時間 事務所 (1) に同じ
事業 (1) に同じ
- 2 職 員 所長 1名
副所長 1名 (ヘルパー兼務)
専任ヘルパー 1名 (女性 1名)
兼務ヘルパー 9名 (女性 9名)
内、サービス提供責任者 2名
- 3 提供サービス 重度訪問介護
- 4 利用者 2人
- 5 利用料 障害者総合支援法に基づく自己負担金

■ 3 1年度は、現所長の退職により体制を変更し、所長、副所長を新規に配置する。

今年度も生活介護事業との職員の兼務による運営を引き続き行う。また、ヘルパー事業に携わる正職員が1名増えたことはとても喜ばしい。

定期的な会議等を通じて、職員相互の連携に努め、研修や事例検討等により事業所全体のスキルアップに努めたい。

障害のある方の地域移行や地域生活の充実にさらに貢献していきたいが、事業が縮小しているのが現状である。職員の不足の中、新規の方に応えることができていないことは今後の課題である。

3) 障害者就業・生活支援事業

1 事業所名 障害者就業・生活支援センターしゅーと

■目的 障害のある方の就労と、それに伴う生活を支援することを目的とする。

■実施内容

- 1 運営時間 月曜から金曜（祝日、夏季休業、年末年始を除く）
午前9時00分～午後5時45分
必要に応じて時間外にも対応
- 2 職員 所長 1名（兼務）
主任就労担当支援員 1名（厚生労働省委託）
就労支援担当支援員 4名（同上）
生活困窮担当支援員 1名（同上）
職場定着支援員 1名（鳥取県委託・就業支援課）
職場開拓支援員 1名（同上）
生活担当支援員 1名（鳥取県委託・障がい福祉課）
発達障害就業・生活支援員 1名（同上）
就労移行等連携調整事業 1名（同上）
事務員 1名（鳥取県委託・就業支援課）
- 3 提供サービス 就労と生活にかかる相談支援、就労支援
- 4 利用料 無し
- 5 利用者数 900名（内、新規登録予定者100名）
- 6 その他の委託事業 一般就労移行ネットワーク会議事業
発達障がい者ネットワーク会議事業
実習実施業務
職業準備性を高めるテキスト研修会開催事業
- 7 委託額 64,132千円（見込み）

■目標と課題

平成15年1月に開始したこの事業については、地域の就労支援の中核となる機関としての役割を果たすことが期待されている事業である。ハローワーク、職業センター等、就労支援機関と連携しつつ、登録した支援対象障害者の相談に応じて、それぞれに相応しい仕事、職場にマッチングさせ、定着させていく取り組みや、また地域のネットワーク構築の取り組み等、幅広い活動が期待されているものである。

平成31年度については、例年通り基本的な事業の実績を上げる（相談件数、実習件数、就職件数、定着率等）ことに加えて、特に「医療機関との連携」、「就労移行」、「職業準備性を高める支援」に力を入れて取り組みたいと考えている。

2 事業所名 障がい者職場定着推進センターあしすと

■目的 障害のある方の就労と、職場定着の推進を図ることを目的とする。

■実施内容

- 1 運営時間 月曜から金曜（祝日、夏季休業、年末年始を除く）
午前9時00分～午後5時45分、
必要に応じて時間外にも対応
- 2 職 員 所長 1名（兼務）
配置型ジョブコーチ 1名（鳥取県委託・就業支援課）
訪問型ジョブコーチ 2名（厚生労働省助成金、鳥取県補助金、法人財源）
事務員 1名（鳥取県委託・就業支援課）
- 3 委託額 7,597千円（鳥取県委託）

■目標と課題

平成26年5月に事業を開始したこの事業については、県西部におけるジョブコーチ支援の充実を図ることを目的に掲げながら、配置型ジョブコーチ、訪問型ジョブコーチの派遣等、実際の支援にも取り組み、また地域のジョブコーチ研修修了者とのネットワーク構築等にも取り組んでいる事業である。

平成31年度については、20名に対するジョブコーチ支援を見込んでおり、支援の質についても、さらなる向上をめざしていきたいと考えている。

3 事業名 職業準備性を高めるための研修テキスト活用研修会

■目的 障害のある方の職業準備性を高めるための研修テキストの活用方法等の周知と普及を図るための研修会を開催する。

■実施内容

- 1 回 数 年間3回（東部・中部・西部、それぞれの地域で各一回開催）
- 2 時間数 各6時間の講義と演習
- 3 委託額 270千円（鳥取県委託）

■目標と課題

平成29年度の委託事業で作成したテキストの周知、普及を図るための研修会については、平成30年度に続き2年目となった。

働きたい障がいのある方を一般就労へと繋いでいくためには、さらに職業準備性を高めていただく機会が必要であり、それを就労支援施設、特別支援学校等で取り組んでいただけた際の手がかりとしてのテキストが必要と考えた。

また、このテキストを活用することによって、一般就労のみならず、障がいのある方の「働く力」を引き出す支援に役立てることができると考えており、様々な立場の方に受講していただきたいと考えている。

④) 相談支援事業 市町村より委託される障害者相談支援事業
障害者総合支援法に基づく計画相談支援等の事業

事業所名 障害者生活支援センターすてっぷ

(1) 障害者相談支援事業

■目的 障害のある方の相談に応じ、障害福祉サービスの利用援助、地域移行の生活の支援を行うことを目的とする。

■実施内容

- | | |
|----------|--|
| 1 運営時間 | 事務所 月曜から金曜（祝日、夏季休業、年末年始を除く）
午前9時～午後5時45分
また、必要に応じて時間外にも対応 |
| 2 職 員 | 所長1名（兼務）
次長1名
相談支援専門員3名（1名は5月以降に配置）
介護職員兼事務員1名
事務員1名 |
| 3 提供サービス | 市町村相談支援事業（委託）
計画相談支援、障害児相談支援
地域相談支援
障害支援区分認定調査（委託） |
| 4 利用者 | 591名（うち、計画相談利用者315名） |
| 5 利用料 | なし |
| 6 委託額 | 13,988千円（米子市、日吉津村、大山町） |

(2) 地域生活体験事業

- | | |
|----------|---|
| 1 運営時間 | 事務所 月曜から金曜（祝日、夏季休業、年末年始を除く）
午前9時～午後5時45分
また、必要に応じて時間外にも対応 |
| 2 職 員 | 支援員1名（兼務） |
| 3 提供サービス | 在宅または、施設や病院に入院、入所中の自立を目指した宿泊体験を支援する。 |
| 4 利用者 | 10名 |
| 5 利用料 | 1,500円 |

■目標と課題

市町村相談支援事業（委託相談）を身近な相談支援事業所に依頼するという流れが加速し、31年度は米子市、日吉津村、大山町からの委託を受ける事になる。

計画相談の件数も一時期より減少しているが、現状でも300件を超えており、特定相談支援事業所に引き継げる利用者については引き継ぎを進め、本来の委託相談業務が円滑に行えるようにしていきたい。

所内の体制については、必要な職員確保に努めたい。所内における研修の時間を充実させるなど、職員のスキルアップに努めたい。

5) 基幹相談支援センター

事業所名 米子市障がい者基幹相談支援センター

■目的 米子市役所窓口での相談支援の強化及び地域における相談支援体制の強化の取組等を実施することにより、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための地域支援体制の構築を図ることを目的とする。

■実施内容

- | | |
|--------|--|
| 1 時 間 | 市役所開庁日（月曜から金曜（祝日、年末年始を除く）の午前8時30分～午後5時15分 |
| 2 職 員 | 相談支援専門員1名（すべてっぷ所長含む相談支援専門員3名で交代制）
事務員1名（兼務） |
| 4 実施場所 | 米子市障がい者支援課内（事務員は、障がい者支援課又は、すべてっぷ内） |
| 3 委託額 | 7,500千円 |

■目標と課題

米子市役所窓口での相談支援の強化や、地域の相談支援体制の強化の取組等（別紙）を実施する。

4月以降、基幹支援センター内で具体的な事業内容や実施計画を検討し、委託相談、計画相談支援事業所等、地域の関係機関と共有を図りながら基幹相談支援センターの業務を確立させ実施していきたい。

担当する相談支援専門員は、専任とすることが望ましい考えるか、当面は兼務とならざるを得ない。委託相談業務、計画相談業務との役割の整理を進めながら専任化に向けて検討していきたい。